

(目次) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

岡山県告示第二百三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百

号。以下「政令」という。）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

1 一般廃棄物に係るもの

真庭市後谷字ドウラク一九八一番二、同字後畑一九八二番二、同字

畑向一九八三番四の一部、一九八三番五、同字後畑一九八六番二、同

字チチリ畑一九八八番二、同字後畑一九八九番三

2 産業廃棄物に係るもの

(1) 玉野市上山坂字深井口一〇四四番一の一部、一〇四五番一の一部、

一〇四六番の一部、一〇四七番の一部

(2) 玉野市田井三丁目一一九〇番一の一部

(3) 瀬戸内市牛窓町鹿忍六〇六二番一の一部、六〇六二番二の一部、

六〇六二番三、六〇六二番四の一部、六〇六二番九の一部、六〇六

二番一〇、六〇六二番一一、六〇六三番一、六〇六四番一、六〇六

五番一、六〇六五番二、六〇六五番三、六〇六六番、六〇六七番、

二 政令第十三条の二第二号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物に係るもの

(1) 津山市加茂町下津川字大村九九八番一の一部、九九八番二の一部、

九九八番三の一部

(2) 津山市加茂町下津川字日谷九九九番一の一部、九九九番二の一部、

九九九番三の一部、九九九番四の一部、同字水無一〇〇一番七の一

部

(3) 玉野市田井五丁目六二三番一、六二三番二、六二三番三、六二三

番四、六二三番五、六二四番一、六二四番二、六二四番三

(4) 玉野市東野崎一番一の一部、一番二の一部、一番三の一部、一二

番五の一部、一二番六の一部、一二番七の一部

(5) 総社市宿字宿才岩九三五番一、同字船岩谷九三七番一、同字宿才

岩九三八番、九三九番一、九四〇番一の一部

(6) 新見市足見字横手平八四九番の一部、八五〇番の一部、八五一番

の一部、八五二番の一部、同字小平八六六番の一部

(7) 浅口市寄島町字寄島新開一六〇八九番二〇、一六〇八九番二二、

一六〇八九番二三、一六〇八九番二四、一六〇八九番三〇、一六〇

八九番三一、一六〇八九番三二、一六〇八九番三三の一部、一六〇

八九番三四、一六〇八九番四五、一六〇八九番四六、一六〇八九番

四七、一六〇八九番四八

三 政令第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第一号に規定する埋立地の区域

同字大タハ道ノ下四三六番四の一部、四三六番六
(4) 高梁市中井町西方字荒田八三九四番、八三九五番、同字アラ田八三九六番、八三九七番一、八三九七番二、八三九七番三、同字荒田ノ上八三九八番三、同字アラ田九四三七番、同字荒田九四三八番、九四四〇番

1 一般廃棄物に係るもの

(1) 玉野市番田字狐崎四五七番一

(5) 高梁市有漢町有漢字ホフノ木ソラー〇七二〇番

(2) 浅口市金光町須恵一四一七番一、一四一七番五の一部、一四一七番六の一部

(6) 高梁市成羽町下日名字馬転二五三五番二、同字金蔵家ノシモ二五五三番二

2 産業廃棄物に係るもの

玉野市後閑二番の一部、三番の一部、八番、一六番の一部

(7) 新見市哲多町萩尾字中尾一八二〇番一の一部
(8) 赤磐市鴨前字善応寺九一四番一
(9) 赤磐市多賀字三納谷二五四六番六

四 政令第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、省令第十二条

(10) 真庭市目木字細シ一三九三番一、一三九四番

の三十一第二号に規定する埋立地の区域

(11) 真庭市余野下字ススイ原一七七番、一八〇番

1 一般廃棄物に係るもの

(1) 玉野市東野崎一番一の一部、一番二の一部、一番三の一部、一番

(12) 美作市巨勢字坂谷一六一七番

四の一部、六番二の一部、一二番七の一部、二二番四、二二番五の

(13) 久米郡久米南町宮地字見附田一七六番

一部、二二番六の一部、二二番七の一部、二二番八、二二番九の一

(14) 久米郡美咲町久木字井ノ奥四七五番一

部、二二番一〇の一部、二二番一一の一部、二二番一二、二二番一

2 産業廃棄物に係るもの

三の一部、二二番一四の一部、二二番一五の一部、四六番一の一部、

(1) 新見市土橋字サンシロ山六八番、六九番

五九番一の一部、七七番一の一部、九二番一の一部

(2) 新見市土橋字立窪八七番の一部

(2) 井原市大江町字マンダラー一三一一番一の一部、一三二四番、一三

五 備考

一五番、一三一六番、一三一七番、一三一八番の一部、一三一九番

1 一部の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもつてこれに代える。

二、一三二四番一の一部

2 一から三まで並びに四1(2)から(14)まで及び四2に掲げる区域は平成十九年二月十五日における行政区域その他の区域によって、四1

(3) 高梁市宇治町宇治字大タハ四三三番三の一部、同字大タワ四三二

(1)に掲げる区域は平成二十五年七月十六日における行政区域その他

番四、同字サヌキ谷四三四番二、四三四番三、四三五番の一部、

の区域によってそれぞれ表示されたものとする。

附 則（平成二十二年三月三十日告示第三百三十二号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年八月三十日告示第四百三十号）

この告示は、公布の日から施行する。